筑西市教育大綱

令和4年度~令和8年度

令和4年3月

筑 西 市

はじめに

近年、人口減少や高齢化社会の進展をはじめ、ICTなどの技術革新、 グローバル社会への対応、SDGs(持続可能な開発目標)への取組な ど、さまざまな社会の変化を迎えております。そのような中で、社会の 変化に対応し、自ら学び、考え、行動することができる子どもの育成を 目指した新学習指導要領による学校教育が、小学校では令和2年度から、 中学校では令和3年度からスタートいたしました。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、小中学校の臨時休校を余儀なくされるなど、教育現場にも大きな影響を受けております。このような状況の中でも、児童生徒全員に配備したタブレット型パソコンを活用してオンライン授業を行うなど、子どもたちの学びの場を継続できるように努めてきたところです。

そして、筑西市初の施設一体型義務教育学校となる「明野五葉学園」 については、令和6年4月の開校を目指して工事が進められています。 9年間の教育課程を活かした特色ある学校として、本市の義務教育学校 のモデルとなるよう、引き続き準備を進めてまいります。

さて、このたび、平成29年度に改定した「筑西市教育大綱」の計画 期間満了を迎えるにあたり、「第2次筑西市総合計画後期基本計画」と の整合性を図りつつ、令和4年度からの本市の教育施策の指針となる 「筑西市教育大綱(改訂版)」を策定いたしました。

この大綱を基に、質の高い幼児教育・学校教育を推進し、郷土愛を育みながら、可能性にチャレンジできる人づくり、グローバルに活躍できる人づくりを進めてまいります。また、市民一人ひとりが伝統文化や歴史に親しみながら、生涯にわたって学び、活躍できる環境づくりを図り、「住んで最高!筑西。」の実現に向けて取り組んでまいります。

令和4年3月

<目 次>

\Diamond	筑西	市総合	合計	画	に	お	け	る	ま	ち	づ	<	IJ	の	目	標		•	•	•	•	•	•	•	Р.	I
\	筑西	市教育	育大	綱	の	位	置	付	け		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р.	I
\	筑西	市教育	育大	綱	の	計	画	期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	Ρ.	I
\	基本	理念	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р.	2
\	基本	目標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р.	2
\	基本	施策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р.	3
	基本	目標I	. 石	雀か	な	学	カ	の習	望 得	まと	豊	か	なん	人間	引性	Eを	育	むキ	教育	育の	介充	亥		•	Ρ.	3
	基本	目標2	. =	上涯	学	習	• :	生》	重ス	くボ	°-	ツ	の	推过	進			•	•	•	•	•		•	Р.	5
	基本	目標3	. 凡	歴史		文	化	の糸	迷孑	くと	振	興	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	Ρ.	7
\Diamond	施策	体系图	刘	•			•		•		•				•										Ρ.	9

◇筑西市総合計画におけるまちづくりの目標

第2次筑西市総合計画に掲げる将来都市像『あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市 筑西 ~若者よ 筑西に~ 』の実現に向け、教育分野では、次の基本理念が掲げられています。

『郷土愛を育む 教育・文化都市づくり』

次代を拓く若者が夢をかなえることのできる質の高い教育環境づくりを行うとともに、市民 一人ひとりが生涯にわたって成長できる学びの環境を整備します。

先人たちが残してきた貴重な歴史・文化及び芸術を通して、地域を愛する子どもたちをはじめ、市民自らが行動し正しく学ぶことで、郷土愛の醸成が図られ、未来へ引き継がれていく教育・文化都市づくりを目指します。

◇筑西市教育大綱の位置付け

筑西市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 | 条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けるものです。

また、本市の教育に関する基本施策については、市の最上位計画である「第2次筑西市総合計画」に掲げていることから、総合計画を基本とし、国県の教育行政の動向や、教育環境の変化などを考慮して大綱を作成しました。

◇筑西市教育大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、計画内容については、今後の社会情勢や教育を取り巻く状況の変化、施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。



◇基本理念

~ ふるさとを愛し、未来を切りひらく人づくり ~

子どもたちが自らの力で未来を切りひらくために必要な、確かな学力、生きる力と豊かな心、 健やかな体を育みます。

また、ふるさとの文化や芸術に親しみながら、市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと 活躍できるよう、生涯学習及び生涯スポーツの充実を図ります。

◇基本目標

1. 確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実

家庭・学校・地域の連携を図り、子どもたちが思いやりの心や豊かな人間性と郷土愛を育む ことができる環境づくりを推進し、たくましく、生きる力を持った人材の育成を目指します。

また、誰もが安全に安心して学べる教育環境の整備や国際化教育、ICT教育、人権教育などに対応した教育内容の充実を図り、確かな学力を身につけることを目指した筑西市らしい特色ある学校づくりを推進します。

2. 生涯学習・生涯スポーツの推進

あらゆる世代の高度化、多様化する学習需要にこたえるため、生涯にわたる学習を奨励し、 学習環境の整備に努めます。

また、将来のまちづくりを担う青少年の健全育成と非行防止活動を推進するため、家庭・学校・地域が連携した環境づくりの強化に努めます。

さらに、生涯を通じて、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

3. 歴史・文化の継承と振興

貴重な歴史文化遺産の保全・活用に努めるとともに、子どもたちをはじめ、市民の主体的な学習活動を支援し、市内外そして未来へ郷土の歴史・文化を伝えます。

また、既存の文化施設の有効活用をはじめ、各種文化事業の実施を促進し、文化・芸術の 振興を図ります。

基本目標 | 確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実

(1) 幼児教育の充実

- ① 質の高い幼児教育の充実
 - 子どもたち一人ひとりのニーズに応じた幼児教育を推進します。
 - 子育でに不安を持つ保護者に対して教育や子育で支援などの相談活動を行います。
- ② 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携
 - 幼児教育施設から小学校への接続を円滑にするため、保幼小連絡協議会を定期的 に開催し、連携を強化します。
 - 幼児一人ひとりの成長や発達に応じた支援体制と教育内容の充実を図り、関係機関の連携協力のもとに特別支援教育の推進を図ります。

(2) 学校教育の充実

- ① 教育内容の水準及び質の向上
 - 命を大切にし、生きる力と郷土への誇り・愛着など豊かな心を持った子どもの育成、学習意欲や思考力・判断力・表現力などの向上を図り、確かな学力を持った子どもの育成に努めます。
 - 小・中学校におけるグローバル教育や情報教育、キャリア教育、スポーツ教育の 推進など、子どもの個性を伸ばせる教育環境づくりに取り組みます。
 - 特別な支援を要する児童生徒に対する適切な就学指導、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助など一人ひとりの教育的ニーズを把握し、就学しやすい環境づくりを推進します。
- ② 学校教育の情報化の推進
 - ICT機器やタブレット端末を活用し、児童生徒一人ひとりに適した学びや、主体的・対話的で深い学びへの転換を推進し、学習 意欲や思考力・判断力・表現力などの向上を図り、 ICT機器を活用する力の習得と、確かな学力を
 - 学校休業などにおけるオンラインによる学習支援や学校業務の効率化の推進を図ります。

持った子どもの育成に努めます。



③ 教育相談・指導体制の充実

- 不登校や発達障がい、情緒不安定など、児童生徒の心の問題に対応するため、教育相談体制の充実に努めます。
- 児童生徒の理解と好ましい人間関係づくりを通して学級経営の充実を図り、きめ 細かな指導に努めます。

④ 教職員の指導力と資質の向上

○ 教育に情熱を持ち、子どもの能力を高める教員の確保に努めるとともに、学校や 教職員のニーズに応じた研修、サポートを通して、信頼・尊敬される教員の育成に 取り組みます。

⑤ 小中一貫教育と学校の適正配置の推進

- 各中学校区の特色をいかした小中一貫教育に取り組むとともに、活動内容の更な る充実を図ります。
- 学校の適正配置については、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を第一に 考え、学校関係者や保護者、地域住民と合意形成を図りながら検討・推進します。

⑥ 学校施設・設備の充実

○ 児童生徒の安全の確保と多様な教育活動に対応できる教育環境の整備に取り組みます。

⑦ 学校給食の充実と効率的運営

- 安全な学校給食食材の確保や地元産品の活用を図るなど、地産地消を進め、児童 生徒の地元農産物への理解を深めます。
- 栄養教諭などによる「食」に関する栄養指導を充実させ、望ましい食習慣や食育 の推進に努めます。
- 学校給食センターについては、衛生管理の徹底を図るとともに、各施設の効率的 な運営に努めます。

⑧ 家庭、地域と学校との連携

○ 家庭や地域の教育力を活かし、家庭、地域と学校とが一体となって、子どもたち の育成に努めます。



(1) 生涯学習の充実

- ① 生涯学習推進の体制づくり
 - 生涯学習を総合的かつ体系的に推進し、市民や市民団体が主体的・積極的に生涯 学習事業に参画できる体制づくりに努めます。
 - 市民とともに歩む生涯学習を目指すことで、生涯学習環境の充実と合わせ、事業 を展開する場としての公共施設の適正配置を進めながら市民が安全で安心して使え る場の提供に努めます。

② 生涯学習活動への支援

- 生涯学習に係る情報の提供に努めるとともに、多様な 学習機会の提供、学習活動の支援を図ります。
- 「ちくせい市民講師」の募集・登録により、広く地域 おこしをする中で人材を発掘し、活用と育成を図ります。



○ 包括連携協定を締結している企業などと連携した取組を進めます。

③ 公民館事業の充実

- 生涯学習、地域コミュニティ、防災の各拠点として地域住民に愛される施設となるよう公民館の運営に努めます。
- 地域住民へ安全・安心な活動の場を提供するとともに、関係機関との連携、市民 講師制度などの活用を図り、市民のニーズに合った公民館講座の充実を図ります。
- 高齢者学級や女性学級、生活学校、地域女性団体など市民の主体的な活動を支援 し、市民の生きがいづくりや学習意欲の向上を図るとともに、地域のリーダーとし て活動できる人材を育成します。

④ 図書館事業の充実

- 図書館は、生涯における市民の学習機会を提供できる施設として、指定管理者制度の活用による市民サービスの向上を図ります。
- 図書館機能をいかした多様な事業に取り組むとともに、本との出会い、読書への 関心を高められるよう、市民活動団体を支援し、学校や地域に開かれた図書館づく りを目指します。

(2) 青少年の健全育成

- ① 地域ぐるみでの青少年育成推進体制の充実
 - 青少年相談員による街頭指導・電話相談などを実施します。
 - 自然体験活動や社会体験活動など、青少年が活躍できる場をつくることによって、 青少年が自分の居場所を感じられ、地域への愛着を持てるような情操教育への取組 を検討し、地域ぐるみでの青少年の育成推進体制の充実を図ります。
- ② 青少年団体の育成・支援
 - 子ども会やスポーツ少年団、高校生会などの青少年団体の育成と自主的な活動を 支援するとともに、青少年の健全育成を目的とした市民の会などの育成団体の活性 化と活動支援を図ります。
- ③ 家庭・学校・地域との連携
 - 市民講師などを活用した地域の人材発掘と地域力の支援を求め、家庭・学校・地域での役割分担による連携など、三位一体での教育体制の確立に努めます。
 - 家庭教育の重要性に鑑み、家庭教育学級の開設に努めるとともに、活動の充実を 図ります。

(3) 生涯スポーツの推進

- ① 生涯スポーツの普及促進
 - あらゆる市民のニーズに応じた、スポーツ活動を支援します。
 - スポーツイベントの拡充を図るとともに、スポーツ推進委員や◆ 各種スポーツ団体と連携した事業に取り組み、生涯スポーツの普及促進に努めます。
- ② スポーツ活動の支援
 - スポーツ協会などとの連携を通じて、スポーツ活動を支援します。
 - スポーツ団体における指導者の養成を図り、有資格指導者の増加と指導者の資質 向上を図ります。
- ③ スポーツ施設の整備充実
 - 多様化するスポーツ・レクリエーション需要への対応やスポーツ振興に向け、児 童生徒の公式大会が開催できるスポーツ施設の整備を図ります。
 - 老朽化したスポーツ施設の計画的な改修・修繕などを行うとともに、指定管理者 制度を活用し、効果的な施設運営を図ります。



(1) 歴史文化遺産の保全・活用

- ① 文化財の保存・継承
 - 未指定の文化財の調査・研究を推進し、保存・継承を図るとともに、指定文化 財・国登録文化財・埋蔵文化財と民俗資料の保全・活用に関する事業を展開し、文 化財に対する市民の理解を深めます。
 - 無形民俗文化財として指定されている郷土民俗芸能の後継者育成を図るとともに、 映像などによる記録化を図ります。
- ② 郷土の歴史・文化の発信
 - 統廃合により使用されなくなった学校などの公共施設跡地を活用し、これまでに 蓄積された歴史資料・民俗資料を一元的に保存・管理・活用できる拠点施設「歴史 民俗資料館」の整備を検討します。
 - 本市の歴史・文化を市内外に発信するとともに、歴史パンフレットなどの作成、 学校教育や市民の学習活動の支援を推進し、郷土愛の醸成に取り組みます。
- ③ 歴史・文化資源の有効活用
 - 「筑西市都市計画マスタープラン」の歴史交流拠点「にいばりの里」に所在する 国指定史跡新治廃寺跡と農業資料館を一体的に有効活用し、文化財の保護とともに、 地域の活性化、賑わいの創出を図るための整備を検討します。

(2) 文化・芸術の振興

- ① 文化・芸術活動の支援
 - 文化祭などを開催し、文化・芸術活動に取り組む市民が活動の成果を発表する場 を提供します。
 - あらゆる世代が芸術作品や文化活動の成果に直接触れるための機会を確保することで、市民一人ひとりが文化・芸術を身近なものとして日常に取り入れ、豊かな感性や創造力を育むことができるよう、文化事業を継続的に開催し、情報発信の充実を図ります。

○ 文化事業参加者の固定化、若年層の活動離れを改善するため、文化・芸術のワークショップなどを開催し、誰もが参加しやすい環境づくりを進め、新たな会員の増加に取り組みます。

② 文化・芸術の発信

- しもだて美術館・板谷波山記念館の各種事業を通じて、市民が優れた文化・芸術 に親しむ機会を提供し、日々の生活のなかで文化・芸術がより身近なものとなるよ う取り組みます。
- 市内の私設美術館や市民団体と連携し、本市が誇る文化・芸術を市内外に広く発信し、交流人口の増加を図ります。



◇施策体系図

基本 基本目標 基本施策 施策(取り組み) 理念 ①質の高い幼児教育の充実 幼児教育の充実 ②幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携 確かな学力の習得と ふるさとを愛 豊かな人間性を育む ①教育内容の水準及び質の向上 ②学校教育の情報化の推進 教育の充実 ③教育相談・指導体制の充実 ④教職員の指導力と資質の向上 学校教育の充実 ⑤小中一貫教育と学校の適正配置の推進 ⑥学校施設・設備の充実 ⑦学校給食の充実と効率的運営 ⑧家庭、地域と学校との連携 ①生涯学習推進の体制づくり ②生涯学習活動への支援 生涯学習の充実 未来を切 ③公民館事業の充実 ④図書館事業の充実 2. 生涯学習・生涯 ①地域ぐるみでの青少年育成推進体制の充実 スポーツの推進 青少年の健全育成 ②青少年団体の育成・支援 ③家庭・学校・地域との連携 IJ ひら ①生涯スポーツの普及促進 ②スポーツ活動の支援 生涯スポーツの推進 ③スポーツ施設の整備充実 人づ ①文化財の保存・継承 歴史文化遺産の ②郷土の歴史・文化の発信 保全·活用 ③歴史・文化資源の有効活用 3. 歴史・文化の IJ 継承と振興 文化・芸術の振興 ①文化・芸術活動の支援 ②文化・芸術の発信

筑西市教育大綱

平成27年11月 策定

(平成29年9月 第1回改訂)

(令和 4 年3月 第2回改訂)

筑 西 市